

八一十十一通信(第19号) 令和3年9月

いま、長崎が狙われている!

県内において特殊詐欺の被害が多発!!

本年7月末時点の県内の特殊詐欺の認知状況は

- ・ 被害認知件数は44件(前年同期比+27件)
- ・ 被害総額は約1億7,900万円(前年同期比+約1億460万円) であり、昨年と比較しますと、認知件数・被害額ともに大幅に増加 しています。特に7月だけで被害認知件数は9件(前年同月比+ 7件、被害額は約1億2,650万円)と被害が増大しています!

7月中に認知した特殊詐欺は

「架空料金請求詐欺」8件 「還付金詐欺」1件

ですが、どちらも電話やメールにおけるお金の話が手口です!

還付金+ATM=**詐欺**



※ 電話やメールでお金の話が出たら詐欺を疑い、家族や警察に相談!!

被害者の年齢・性別構成

年齢	男性	女性	計
10代~30代		3	3
40代~64歳	10	10	20
高齢者(65歳~)	5	16	21
合計	15	29	44

~特殊詐欺全体の被害金交付形態~

合計	44
3 現金手交型(犯人が直接現金を受け取る)	2
2 電子マネー型(コンビニで電子マネーを購入させる)	13
1 振込型(犯人が指定する口座に振り込ませる)	29



パートナーシップ事業所の活動紹介

-般社団法人 長崎県警備業協会(長崎市) ~広報活動の実施

長崎県警備業協会では、毎年11月1日の「警備の日」にあわせて、安全で安心なまちづくりに取り組む警備業界の活動等を周知するための広報啓発活動を行っており、令和2年中は10月30日に、浜町アーケード街の「ハマクロス」前において、パートナーシップ事業所ののぼり旗を立てて、買い物客などにグッズを配布しながら、安全産業である警備業の広報活動を行うなど、安全・安心まちづくりへの取組を県民の皆様にPRするための様々な活動を行っています。



【「警備の日」広報活動の状況】

🔐 株式会社 夫津木通信興業(佐々町) ~意識・地域・環境づくり

警備業を営む株式会社夫津木通信興業では、事業所の屋外に防犯カメラを設置 して、事業所周辺の安全・安心な環境づくりに貢献しています。

さらに、社用車等への「カギかけ」の励行、事業所周辺の住民等への挨拶・声掛け、児童生徒への交通安全の声掛けなどを社員に周知し、防犯と交通安全に対する意識づくり・地域づくり・環境づくりに精力的に取り組んでいます。



【去津太通信風業の事業所外観】



株式会社 長南(長崎市) ~意識付けへの取組

警備会社の株式会社長南では、朝礼時に交通安全意識を高める教育を行っているほか、本パートナー通信を社内回覧し、交通安全意識・社会貢献への意識付けを図っています!

→裏面へつづく

パートナーシップ事業所の活動紹介



長崎綜合警備株式会社 本社、長崎支社、諫早支社、佐世保支社(県内)

~交通事故防止への取組、環境づくりへの取組、パトロールの実施等

・交通事故防止への取組

長崎綜合警備株式会社では、令和2年の年末の交通安全県民運動期間中、社員に交通安全運動の重点目標を指差し、復唱させて、交通ルールの遵守と交通マナーの向上等に努め、交通安全意識の高揚を図りました。また、「入社2年未満の隊員を対象とした後退運転訓練」や「夜間運転訓練」を実施して、社員の交通事故防止を図りました。

- 環 境 づ くり へ の 取 組

社会貢献活動の一環として、毎月5日を「環境美化の日」に設定し、本社及び事業所周辺の清掃活動を実施しており、歩道や植樹帯を中心にゴミ拾いや草むしりなどを継続的に行っています。

※ 環境美化の日を「毎月5日」としたのは、6月5日が世界環境デーであることなどから倣っているそうです。

・パトロールの実施

佐世保支社では、佐世保市内の小学校の始業式に合わせ、早岐警察署とともに 児童の通学路における合同パトロールによる見守り活動を行いました。



【環境美化の日の取組状況】

【お手柄!】特殊詐欺被害の未然防止功労

長崎綜合警備株式会社では、日頃から各種犯罪の被害者となる可能性の高い高齢者への声掛けに努めているところですが、本年6月10日、諫早支社の隊員が銀行ATMの保守警備に従事していた際、来店した70代の女性の挙動がおかしいと感じ声を掛けたところ、その女性は「銀行から還付金があると連絡があったが、どうすればよいか分からない。」とのことでした。

その答えを聞いた隊員は、詐欺かも知れないと思い、銀行に問い合わせを行い、行員が到着するまで女性の傍にいて対応を引継ぎました。

その後、女性の還付金詐欺の被害を未然に防ぐことができたとの連絡があり、後日、雲仙警察署長から感謝状が贈呈されました。



【感謝状贈呈式の状況】

犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間防犯活動「募集中」

県民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図り、犯罪のない日本一安全・安心な長崎県を目指すため、「犯罪にない安全・安心まちづくり推進旬間」の期間中に防犯活動(パトロール活動・見守り活動・環境美化活動)を実施する団体を募集します。

実施期間は10月11日(月)から同月20日(水)までの間(時間は指定しません。)としますが、期間中に実施できない場合には、その前後の日を実施日として申込みを行うことができます。(申込団体には防犯グッズを送付します。)

参加団体の募集は9月30日(木)までとしています。多くの事業所の参加をお待ちしています!











詳しくは 県のホームページ

推進旬間防犯活動 長崎県



「犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間」とは・・・県民総ぐるみで地域安全活動に取り組む期間です

県では、長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例により、毎年10月11日から同月20日までの間を「犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間」と定め、地域における防犯意識の普及啓発活動に取り組んでいます。